

子ども樹木博士認定事業実施要領

第1 目的

近年、地球の温暖化防止、山地災害防止、水源のかん養など森林の役割が見直されている中で、森林の中で樹木に触れて名前を知ることを通じて、子供たちが森林や自然に関心を深め、さらには子供と親とのふれあいの場を提供するため、子ども樹木博士認定事業を実施する。

第2 主催

山梨県、（公財）山梨県緑化推進機構

第3 内容

（一社）全国森林レクリエーション協会の「子ども樹木博士プログラム」に基づき、以下のとおりとする。

- ・木の名前を覚えながらの散策（樹木ツアー）
- ・樹木の葉や枝の標本で名前の確認（模擬テスト）
- ・樹木の名前の識別試験（テスト）
- ・認定書の授与

第4 開催回数及び開催場所

開催回数：年2回程度

開催場所：県内で研修可能な施設等

第5 参加対象者及び参加費

参加対象者：小学生、中学生とその保護者

参加費：無料

第6 実施方法

- ・事業の企画：山梨県、（公財）山梨県緑化推進機構
- ・事業の委託事務及び経費の負担：（公財）山梨県緑化推進機構
- ・事業の実施：「子ども樹木博士プログラム」実施可能な専門機関

附則

この要領は、令和5年5月20日から施行する。